

ワイズメンズ国際協会東日本区 法人化について

東日本法人化準備委員会

任意団体から法人への転換

ワイズメンズクラブの現状と社会の変化

会員減少に伴う高齢化の状況が続くと東日本区には10年後、20年後に存亡の危機が潜む

ワイズメンズクラブやYMCAを取り巻く社会環境も大きく変化

任意団体の日本のワイズメンズクラブ、法人格の国際協会と日本のYMCA

ワイズメンズクラブがYMCAのサービスクラブとして活動する目的を達成するために社会的にも認められ、私たちの組織がYMCAに対応できる存在であることが必要

今、なぜ法人化が必要か？

社会のニーズに応える法人化への道

認知度を上げるだけでなく行政も市民も責任ある団体であることが前提条件

ボランティア団体も多様化が進み法人格を取得し選ばれる時代

東日本大震災において、ワイズメンズクラブは被災地では認知度が低く、行政への手続きや要請などは法人格をもつYMCAの名義を借用

法人人格を取得することの意味

財産管理が個人名義から法人自体の管理・運営となり財産管理の明確化と安定化

行政機関や他団体との関係において法人として対等 ⇒ 認知度のアップ

⇒ より良い協力関係 ⇒ 地域に根差したCS活動 ⇒ 補助金や助成金の確保

⇒ YMCAとの協働やすみわけ新しい仲間を受け入れる体制が充実

⇒ 入会候補者の不安を払拭 ⇒ 会員増強

いま、ワイズメンズクラブは100周年の2022年に向けて、国際では「Challenge 22」、東日本区では「Change! 2022」が展開中です。

そして私たちは人類史上経験したことのない新型コロナウイルス禍によって社会のシステムは大きく変動しようとしています。

今までワイズメンズクラブはある意味では先達者が残してくれた財産の恩恵にあずかり、YMCAの保護のもとに今日があるのかもしれませんが。

社会は変わります。

私たちはこれからもワイズメンズクラブのミッションを遂行するためには、社会の変化を恐れず柔軟・果敢に対応していかねばなりません。

そのための第一歩が「法人への転換」であります。

国際協会の状況と基本的な考え方

(1)1927年（ワイズ設立後5-6年）米国マサチューセッツ州で法人手続き

(2)国際協会本部は、スイスでNPO法人の資格を取得
実際の運営はワイズの国際憲法に依拠して運営

(3)法人化後も東日本区の普段の運営は現在の区定款に沿って行なわれる

但し法律上の権利義務の行使は、一般社団法人の定款に依拠する

(4)クラブ運営には影響はない

検討の経緯

(1) 2012-2013 年度

「健全化委員会」の答申に基づき駒田理事より文献・組織検討委員会に諮問
「法人化について」検討を開始

(2) 2013年6月18日 駒田理事に答申（辻委員長）

NPO 法人、一般社団法人の二案について検討したが、「継続審議」

今後の社会の動向、東日本区の状況の変化による再検討が必要となった時に再度審議

(3) 2017-2018年度 「法人化再検討」について諮問

(4) 2018-2019年度 宮内理事方針「法人化検討の推進」を表明

(5) 2019年1月30日 宮内理事提案「法人化の再検討について小委員会設置」

(6) 2019年3月30日 法人化問題再検討小委員会発足

「板村理事年度末（2021年6月末）の代議員会での最終決定を目指す」

法人化計画スケジュール

- (1)各部長より各部所属のクラブに説明し、
クラブの了解を取り付ける。(4月9日までに)
- (2)第3回区役員会(4月10日)「一般社団法人化案」承認。
- (3)YMCAへの説明を行う。(4月下旬)
- (4)西日本区への説明を行う。(4月下旬)
- (5)年次代議員会へ議案提出手続き。
- (6)年次代議員会(6月12日)「一般社団法人化案」可決。
- (7)公証役場に定款認証の申請。(6月中旬)
- (8)法務局に登記。(6月下旬)

設立に要する費用

(1)定款作成・公証人認証等のための費用

(内訳)	公証人手数料	50,000円
	定款謄本代等	2,000円
	認証手続等代行報酬	5,000円

計 57,000円

(2)理事長印・銀行印作成等のための費用

(内訳)	理事長印	7,600円
	銀行印	7,100円

計 14,700円

(3)法人設立登記等のための費用

(内訳)	司法書士料金	15,750円
	行政書士報酬	6,300円
	登録免許税	60,000円
	登記簿謄本代	1,000円

計 83,050円

(4)その他費用

(振込手数料、消費税、予備費他)

計 75,250円

計 230,000円

設立後の年間運営予算

- (1)法人税 現時点で収益事業で所得が生じないため非課税
 - (2)法人事業税 現時点で収益事業で所得が生じないため非課税
 - (3)法人住民税 70,000円
 - (4)消費税 年間課税売上が1000万円以下なので免税
 - (5)税理士報酬 50,000円 (決算書・申告書作成)
 - (6)役員変更登記 10,000円
 - (7)事業所税 非課税
 - (8)社会保険料 雇用形態により発生しない
- 計 130,000円**

一般社団法人定款（案）

第1条 名称

一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区

第3条 目的

ワイズメンズクラブ国際協会のモットー「強い義務感を持つ 義務はすべての 権利に伴う」のもと、国、世代、性別、宗教の違いを乗り越えて多様性を認め合い、YMCA、地域社会および平和な世界の実現に貢献することを目的とする。

第4条 事業

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

第1項 YMCAに対する奉仕事業

第2項 地域社会奉仕事業

第3項 会員の拡張・増強・相互の交流・維持啓発事業

第4項 会員相互の交流事業

第5項 ワイズメンズクラブ国際協会が行う事業

第6項 青少年育成事業

第7項 前各項に附帯する一切の業務

一般社団法人定款（案）

第5条 会員

会員は、ワイズメンズクラブ国際協会東日本区に属する団体および個人とし、

第6条 入会

第2項 入会は、理事会において別に定める基準により、その可否を決定し、

第13条 開催

第1項 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後2か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（現在の郵便による代議員会を定時会員総会とし、現在の6月開催の代議員会を必要のある場合の開催）

第20条 役員を選任

第1項 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

第2項 理事長は、理事の互選によって定める。

（現在の理事を理事長とし、代議員会で承認された理事を理事会で理事長として追認）

第39条 残余財産の帰属

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益財団法人 日本YMCA同盟に贈与するものとする。（非営利法人の条件）

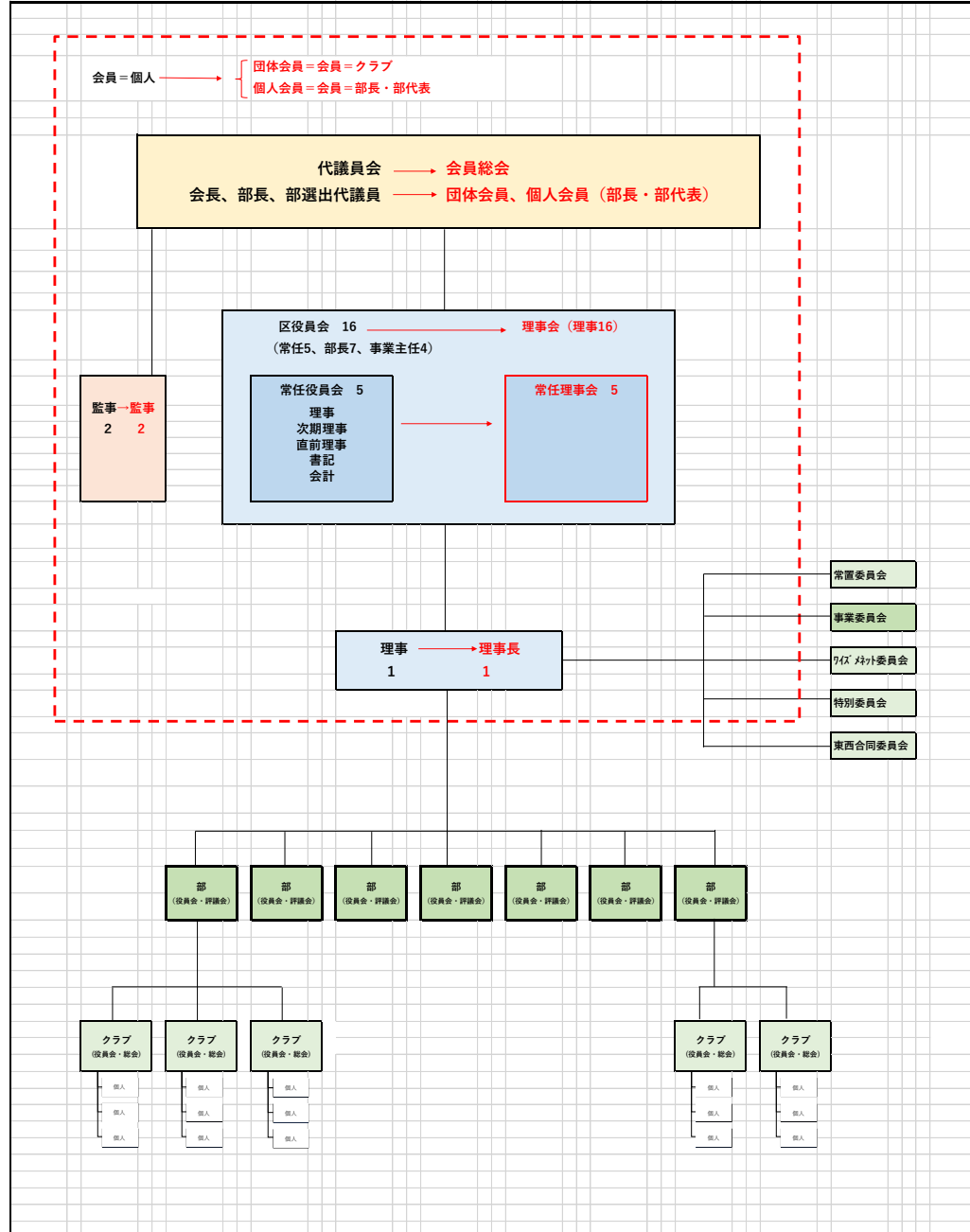
組織対比図

黒字：現東日本区定款

赤字：一般社団法人定款（案）

20210211

修正 20210219



メリット・デメリット

項目		一般社団法人	M/D
法的地位	地位・保護	法的地位・保護を確保、日本の法的統治下に入る	
社会性	社会的信用度	法に定められた法人運営により組織の基礎がしっかりして、社会的信用が得られる。 一般社団法人には法人格があり、例え代表者に何かあった場合でも、事業は継続できるため、社会的な信用は上がる。また、一般社団法人は法務局で登記されるため、登記簿謄本から法人の事業内容などが確認できることも信用につながると考えられる。	M
	公益性	有ると思われる。社団法人は元々公益性を持った法人であったため、現在でも一般社団法人＝公益性があると思われることが多い。	M
権利・義務	権利義務の主体	法人名義で法律行為を行える。(貸事務所を借りる、銀行口座を開く、不動産を所有する、自動車などの動産を所有など)	M
	自治体よりの業務委託・契約	受けられる。国や地方自治体と契約する場合、株式会社や合同会社よりも一般社団法人の方が有利。行政機関が外部と契約する場合、営利法人よりも非営利法人の方が、契約し易いという面があるため。	M
	イベントの主体・主催	主催者になれる。主催者として認知される。BF代表の身許引受け人になれる。	M
	銀行口座開設	法人名義で可能	M
	不動産登記	法人名義で可能	
設立	設立	法務局への登記のみで可能。官庁の許認可不要。株主なし。出資の概念なし。	M
	入会資格(社員(会員)の入会制限)	限定可能。	M
	社員の責任	一般社団法人の債務につき責任を負わない	M
	宗教色	程度問題(少しなら可)	
	事業目的・内容	特定されない(制限なし)。公益事業、共益事業、収益事業が可能。	M
	行政への報告義務(監督官庁への報告書等の作成)	なし	M
資金 利益 税	設立時の財産(資本金制度)	不要、出資金不要。0円で設立可能。	M
	活動の資金源(募金や寄付)	基金制度あり。集めやすい。資金が必要であれば本業で利益を出すか、「基金制度」を利用する。	M
	行政よりの補助金、助成金	受けられる	M
	税法上のメリット	営利型かにより課税・非課税に2分される。収益事業以外は非課税。収益事業を全く行わなければ基本的には納税の必要なし。	M
	税務申告	納税主体として税務当局に認知される。収益があれば申告。法人住民税等収益事業をしなくても税が免除されないものもある。	D
	募金や寄付	集めやすい。営利型かにより課税・非課税に2分される。	M
	ファンドレイジング	しやすくなる	M
事務処理	事務処理(届出、手続)	必要	D
	事務処理(経理)	法人のタイプに合った会計基準の選択。正規の簿記の原則に基づく処理。ある程度の知識を持った経理担当者または税理士が必要。不祥事、間違いの防止につながる	D
	役員の登記	交代の都度必要	D
残余財産	解散・法人格返上の場合の残余財産の帰属	定款の定めによる	
その他	社会(奉仕団体の法人化)	ここ20~30年の新たな動き	
	組織	現組織の改革	
	クラブ(団体)が会員となる場合	会員個人の立ち位置不変。会員/クラブ/部の関係性不変。クラブの活動、会計処理に変化なし	
	団体内部の管理・統制	強化される	
	EMCに対する効果	期待できる(認知度、信用度)	